

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和4年度地籍調査事業計画を以下のとおり定めましたので、同条第5項の規定により公表します。

1. 国土調査として指定された年月日

令和4年4月1日

2. 調査を行う者の名称

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、下市町、天川村、十津川村、川上村、及び東吉野村

3. 調査地域

奈良市都祁吐山町、百楽園一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、及び五丁目、学園新田町、鶴舞西町、南登美ヶ丘、登美ヶ丘一丁目、二名二丁目、学園北一丁目の各一部の地域

大和郡山市稗田町、番条町の各一部の地域

天理市前栽町、南六条町、山田町の一部の地域

橿原市慈明寺町、大谷町、寺田町の各一部の地域

五條市岡町（越替）、大野町、黒駒町、丹原町、阪合部新田町、二見三・六丁目、新町三丁目、今井町（天神）、御山町、大野町、黒駒町、大塔町中原、及び西吉野町湯川の各一部の地域

御所市高天の各一部の地域

生駒市東菜畑町二丁目、中菜畑二丁目、東菜畑一丁目、及び東生駒月見町の各一部の地域

宇陀市大宇陀白鳥居の各一部の地域

生駒郡斑鳩町稻葉車瀬の一部の地域

生駒郡安堵町大字窪田の一部の地域

磯城郡川西町下永東城の一部の地域

磯城郡三宅町三河の一部の地域

宇陀郡曾爾村大字伊賀見の一部の地域

宇陀郡御杖村大字菅野の一部の地域

高市郡高取町丹生谷の一部の地域

北葛城郡上牧町南上牧、片岡台一丁目、二丁目及び三丁目の各一部の地域

吉野郡下市町大字広橋の一部の地域
吉野郡天川村塩谷の一部の地域
吉野郡十津川村大字小原の一部の地域
吉野郡川上村大字神之谷、上谷及び上多古の各一部の地域
吉野郡東吉野村小栗栖、中黒の一部の地域

4. 調査期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで